

関西高等学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月

いじめに関する現状と課題

本校は、県下唯一の男子校として、クラスにおいて男子特有のトラブルはあるが深刻な問題は発生していない。部活動において、先輩後輩の上下関係からのいじめが年、数件おきている。時期的には新年度当初や夏休み・夏休み明けにおこるケースが多い。生徒の大半が、スマホか携帯を所持している。しかし、LINEなどネット利用上のトラブルのすべてを把握していない。情報モラルの向上、啓発を教育活動の中で取り上げ、担任や他の分掌との連携もさらに必要であると思われる。また、教員研修のいじめの早期発見・対処のための教員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

学校をあげた全校的な取組を推進するために、いじめ対策委員会には生徒部長・生徒部いじめ防止係といった窓口を設置するとともに生徒が関係するすべての教職員が参画し、それぞれの立場からいじめ問題の解決に取組を行う。いじめを未然に防止するために生徒の主体的な活動を進めるとともに、それぞれの場所で「天分發揮」し、学校生活の充実感を感じるよう学校づくりを進める。いじめの早期発見のため、アンケート調査を利用し、教育相談と連携し、得られた情報を教職員で共有する。

保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ防止基本方針をPTA総会等で説明し、いじめ問題への取組について理解を求める。家庭で生徒に「異変」があったらすぐに担任(部活動顧問)と相談し、いじめ問題の協議の場を設定して、いじめ対策委員会に諮る。
- ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン使用によるSNSの正しい使い方等についての啓発を保護者会等で実施する。
- ・ポスターの掲示、学年通信などで教育相談の窓口を紹介する

学校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
基本方針に基づく取組実施・発生したいじめ事案への対応
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
いじめ事案の発生時、学期ごとの開催
- 〈構成メンバー〉
校長・副校長・教頭・主幹教諭・学科長生徒指導部長・生徒部係・学年主任・担任(部活動顧問)・スクールカウンセラー・養護教諭等

全教職員

関係機関らとの連携

- 〈連携機関名〉
岡山県総務部総務学事課
岡山市こども総合相談所
- 〈連携の内容〉
地域町内会・高P連保導部
- 〈学校側の窓口〉
教頭
- 〈連携機関名〉
岡山西署・三門交番
- 〈連携内容〉
定期的な情報交換・連絡会議
生活安全課・交通課との連携や講演の企画
- 〈学校側の窓口〉
生徒指導部長

学校が実施する取組

① いじめの防止

〈教員研修〉

教職員の指導力をあげるために、研修として様々な分野から講師を招聘し、いじめの現状と指導上の留意点を学ぶ。

〈天分發揮〉

本校の校訓の一つである「天分發揮」は、「人は生まれつき誰でもこれだけは人に負けないという才能を持っている。それをさらに伸ばして社会につくす」とある。誰でもやりたいことがとことんできる機会を設定することで、充実感を得ることができるようにある。

〈人間関係づくり〉

授業やHRでの活動、学校行事、委員会活動、部活道、社会貢献活動等で達成感や充実感を得られる学校作りを進める。

〈情報モラル教育〉

SNSなどでのトラブルからいじめに発展するケースを防止するために、情報機器の利便性ととも、適切に利用できる情報モラルを「情報」の授業やLHRで啓発する。

② 早期発見

〈実態把握〉

担任(部活動顧問)は、生徒の日常生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見をする。また、家庭への啓発を通じて、家庭での様子を早く知らせてもらい、教員と保護者の日常的コミュニケーションを緊密にする。

〈相談体制の確立〉

生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できる体制を整え、教員は保健室・スクールカウンセラーとの連携を密にする。

③ いじめへの対処

〈いじめの確認〉

本校の生徒がいじめを受けたとの通報を受けたり、その可能性が高い場合、速やかにいじめの事実確認をする。

〈いじめへの組織的対応〉

いじめと確認された場合、いじめ対策委員会を開催する。

〈いじめられた生徒への対応〉

いじめが確認されたときは、いじめられた生徒を保護し、その後学校に通えるようになるまで、当該生徒および保護者の支援を行う。

〈いじめた生徒への指導〉

いじめた生徒には、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響などに気づかせ、適切な指導を行い、当該生徒の家庭環境や人間関係などその背景を十分把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を保てるよう指導を行う。